

密集市街地内の遊休地を活用した社会実験実施事業
事業者募集要項

2025年(令和7年)10月

神戸市

目 次

1. 事業者募集の趣旨	1
2. 基本方針	1
3. スケジュール	2
4. 事業対象地の概要	3
5. 土地の使用条件	3
6. 活用提案に関する基本事項	4
7. 応募申込資格	5
8. 事業者選考の流れ	6
(1) 募集要項の公開	6
(2) 現地見学	6
(3) 質問の受付・回答	7
(4) 応募申込書類等の提出	8
①応募申込書類等一覧	8
②提出方法等	8
(5) プレゼンテーション内容審査	11
①選考委員会の設置	11
②プレゼンテーション内容審査	11
③審査項目等	12
(6) 事業者の決定	12
(7) 事業者決定後の主な手続き	12
9. 問い合わせ先	13
10. 添付資料一覧	13
11. (参考) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(抜粋)	14

1. 事業者募集の趣旨

神戸市では、平成23年策定『密集市街地再生方針』に基づき、「燃え広がりにくいまち」や「建物が倒壊せず、避難が可能なまち」をめざし、多様な施策を組み合わせ、密集市街地の解消に向けて取り組んでいます。

密集市街地再生優先地区の一つである兵庫北部地区は、烏原貯水池周辺など、豊かな自然に恵まれており、高台からは眺望のよい景色が見える地域となっています。しかしながら、古い木造住宅が密集し、道路が狭く、防災性や住環境に様々な課題を抱えており、建て替えの困難なところでは空き家が増加しています。

子供や高齢者など誰もが安全・安心で快適に暮らせる住みよいまちとして再生するため、今後、空き地・空き家の活用や老朽木造建築物の除却を行うとともに、さらなる防災上の課題解決と地域の魅力向上に向けた取り組みを行うことにより、訪れたい・住みたいと思うまちとなることが求められています。

地域では、これまでも花と緑に関する取り組みや、防災活動が進められており、これらの取り組みをさらに発展させ、域内・域外を問わず、関係人口（※）が増加することで、地域全体の認知度を向上させることが重要であると考えています。

この度神戸市では、兵庫区湊川町9丁目の市管理地で令和4年より行ってきた「密集市街地内の遊休地を活用した社会実験実施事業」を継続実施することとしましたので、これに取り組む事業者を募集します。

本公募においては、関係人口の増加による「地域コミュニティの醸成・活性化」や、空き地の活用・空き地の都市農地としての活用による「地区の魅力向上」、さらに継続運営可能な都市農地のモデルプランの検討を行います。

募集にあたっては、民間企業等のノウハウを活かした事業提案を広く求める公募型プロポーザル方式により、事業計画提案を募り、優れた提案を選考します。

※「関係人口」とは、移住した「定住人口」でも、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指します。

2 基本方針

密集市街地における遊休地を活用した関係人口増加施策の検討と、都市農地が継続利用できるための条件を検討するための社会実験。

具体的には、本事業により以下をめざします。

- ・地域コミュニティの活性化と関係人口増加並びに、これらによる地区の認知度向上
- ・空き地の活用若しくは都市農地としての活用による地区の魅力向上
- ・他の遊休地での展開を想定した都市農地を継続運営するための汎用性のあるモデルプラン作成

3. 募集のスケジュール

募集要項の公開	2025年10月14日(火)～11月27日(木)	
質問の受付・回答	質問期間	2025年10月14日(火)～10月28日(火)17時
	回答	2025年11月中旬ごろ
現地見学	2025年10月16日(木)～11月19日(水)	
応募申込受付	2025年11月10日(月)～11月27日(木)17時	
プレゼンテーション内容審査	2025年12月上旬(予定)	
決定及び公表	2025年12月上旬以降	
管理協定締結	事業者決定後、速やかに	
活用開始 (工事着工)	2026年1月1日以降	
運営期間	2026年1月1日から2027年12月31日	
用地の返還 (原状回復)	2028年3月31日(期間満了日)	

4. 事業対象地の概要

所在（地番）	神戸市兵庫区湊川町9丁目34番2、34番3
地目	宅地（現況：貸農園兼防災用広場）
地積	1538.46㎡（登記上の地積）
区域区分	市街化区域
用途地域	第1種中高層住居専用地域
その他制限	準防火地域、宅地造成等工事規制区域
アクセス	神戸市営地下鉄西神・山手線「湊川公園」駅から徒歩約12分

※添付資料 「事業対象地位置図、地積測量図、現況写真」をご確認ください。

※事業対象地の一部利用は行いません。

5. 土地の使用条件

契約期間	2025年1月1日から2028年3月31日まで。 ただし、事業対象地での事業期間は2027年12月31日までとし、以降の期間は現状復旧作業及び報告書作成を行うものとする。 なお、協定に基づき期間の延長を行うことがある。
契約方法	管理協定
用途	本件事業に係る用途の使用に限ります。また、本件事業実施に伴う工作物及び附属物以外の築造は認めません。
土地使用料	無料
設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> 地下埋設物等があり、事業実施に伴い撤去等を行う必要がある場合は、関係法令に基づき、事業者の負担と責任において実施してください。撤去等の費用は、いかなる事情が発生しても、神戸市に請求できないものとします。 協定締結時には、営農継続のため現事業者残置物が存在します。一部は残置し、その他は2026年1月31日までに撤去を行いますので、そのための現地への立ち入り作業などについて現事業者と協議を行ってください。（最終残置物については添付資料4のとおり） 残置物の処理（前事業者からの引継いだ残置物含む）、協定締結後の整地、給排水、電気等、その他事業対象地の使用に必要な手続き及び届出並びにこれらに要する諸経費は、すべて事業者の負担と責任において行ってください。
管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 日常の維持管理を行い、美化に努めること（前事業者からの引継いだ残置物含む）。 災害時には、地域防災活動の拠点として一時避難場所としての機能を持ち、かつ平常時は地域のコミュニティ醸成に寄与するオープンスペースとしての機能を確保すること。

法令順守	<p>ア. 事業対象地を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）」第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に定める特定遊興飲食店営業の用に供することはできません。</p> <p>イ. 事業対象地を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」第 2 条第 2 号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供することはできません。</p> <p>ウ. 事業対象地を前記ア. イ. と同等類似と認められる用に供することはできません。</p>
協定期間満了時	<ul style="list-style-type: none"> ・協定期間満了時には事業対象地上の事業者が設置した全ての工作物及び付属物（現事業者から引き継いだものを含む）を事業者の負担と責任の上で解体・撤去し、原状回復していただきます。ただし、神戸市が認めた場合はその限りではありません。 ・協議のうえ、最長 2 年間期間を延長できるものとします。
禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ・政治的、宗教的な事業や行事への利用を目的とする使用 ・周辺住民の迷惑となるような行為
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現況や周辺環境、関係法令の制限などについては各自で十分に調査を行ったうえで応募申込みをしてください。 ・本要項や添付資料等に記載事項と現況とが異なる場合は、現況が優先し、契約締結後も現況のまま引き渡します。 ・土地、その他工作物（残地の可能性のある地下埋設物含む）は、現状有姿のまま引き渡します。撤去等が必要な場合は、関係法令に基づき、事業者の負担と責任において実施してください。撤去等の費用は、いかなる事情が発生しても、本市に請求することはできません。

6. 活用提案に関する基本事項

活用条件	<p>① 現事業者が行っている下記の貸農園及び共同農園については、継続して行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸農園事業は、現利用者が希望するときは、2026 年 1 月 1 日以降も区画を継続利用できるように調整すること。 ・共同農園エリアは、区域内の約 50 m²以上を貸農園利用者のコミュニティ形成及び利用者と地域住民、地区外住民との交流を図るためのエリアとして運営すること。 <p>※地区外とは概ね兵庫区外の住民を指す。</p> <p>②活用提案に必要な視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民をはじめ、地区外住民の利用参加を促す提案であること。 ・広く住民が利用・活用でき、コミュニティの活性化に寄与し、地区の魅力向上に資する提案であること。 ・他の空き地、都市農地に展開できる提案であること。 ・収益を上げない運営方法であること。ただし、管理活用するうえで必要な初期整備費及び維持管理費、原状回復に要する費用相当額は利用者から徴収してもよい。その場合は 6 カ月ごとに、収支状況を神戸市に報告すること。
活動報告	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、社会実験実施事業という趣旨を鑑み、毎年度当初に当該年度の事業計画及び過年度の事業実績を神戸市に報告すること。 ・本実験を踏まえた経過報告として「都市農地を継続運営するための汎用性のあるモデルプラン（以下：モデルプラン）」の検討経過を毎年度報告すること。作成にあたっては、神戸市とその内容を協議すること。 ・2028 年 3 月 31 日までに、期間内の取組みや効果検証結果等をまとめた実証実験結

	<p>果報告書及び、他の遊休地でも展開できるモデルプランを神戸市に提出すること。 なお、これは都市農地を継続運営していくための事業採算性の検討を主たる目的としたもので、具体的には、以下のような検討とプラン作成を想定。</p> <p>① 本事業での整備費、管理費、運営経費などを基に、継続的運営方法の検討（貸農園賃借料や区画数などのバランスを基に検討）</p> <p>② 地域コミュニティの醸成・活性化が、農地の継続運営に影響をもたらすか検討。</p> <p>③ 上記①、②を踏まえ、農地を継続的に運営する際の障壁となる要因や有効な要素などを明らかにする。</p> <p>④ 上記①～③を踏まえ、他の遊休地を農地として運営する際のプランの作成</p> <p>※報告及び実証実験結果報告書の項目については、事前に神戸市と協議し決定すること。</p>
<p>違約及び不履行場合の措置</p>	<p>管理協定で定める事項への違反若しくは不履行があったときは、原則として、次の措置を講じます。</p> <p>① 違約金の徴収</p> <p>② 損害賠償の請求</p> <p>③ 契約の解除</p> <p>※ 上記①の違約金は、違反若しくは不履行がある都度支払いいただきます。</p>

7. 応募申込資格

応募申込みにあたっては、次の(1)から(3)に定める各号の要件を全て満たす必要があります。要件を満たさない項目があった場合は、欠格とし、審査を行いません。

(1)	<p>事業対象地において、本要項の趣旨等に従って、事業の実施を行う法人であること。</p>
(2)	<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）等でないこと。（上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、契約の解除の対象となります。）</p>
(3)	<p>以下の事項に該当しないこと。</p> <p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）。</p> <p>ウ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状態が不健全であると判断される法人。</p> <p>エ 本市における不動産の売払い又は貸付けに係る契約手続きにおいて次の事項のいずれかに該当すると認められるときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。</p> <p>① 本市から指名停止措置を受けている法人。</p> <p>② 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。</p>

③	落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
④	正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
⑤	落札したにもかかわらず正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。
⑥	本市における一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
オ	禁固刑以上の刑に処され、その施行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる団体。
カ	国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税について未納の税額がある者。
キ	借り受けた土地を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。
ク	次の事項のいずれかに該当する者。
①	本市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めを違反した者。
②	上記①に該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。
③	上記①又は②に該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。

8. 事業者選考の流れ

（1）募集要項の公開

公開期間	2025年10月14日（火）～11月27日（木）17時
公開方法	神戸市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。） URL： https://www.city.kobe.lg.jp/a96653/business/koubo/2025minatogawa9.html
留意事項	本要項において、「（3）質問の受付・回答」によらない修正・変更・追加等があった場合も、本市ホームページにおいて公表します。

（2）現地見学

見学期間	2025年10月16日（木）～11月19日（水）
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・メールに、必要事項を入力済みの「様式1」現地見学申込書を添付し送付してください。 ・メールの件名は「密集市街地の遊休地を活用した社会実験実施事業現地見学申込み」とし、<u>現地確認日の2開庁日前までに</u>、以下提出先アドレスへ送付してください。 <p>※メール送信後、現地確認日の前開庁日までにメール受信の連絡がない場合は、P. 13「9. 問い合わせ先」に記載の電話番号宛にお問合せください。</p>
提出先	machisai_chubu@city.kobe.lg.jp

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現地見学は任意です（応募申込みの要件ではありません。）。 ・本市の職員が現地に立ち会い説明を行うことはありませんので、各自で現況の確認をしてください。 ・写真撮影等は可能ですが、SNSに掲載するなど本件に係る目的以外の使用は禁止します。 ・事業対象地は、外周からであれば自由にご覧いただけます。その場合の現地確認申込みは不要です。敷地内の市管理地を確認する場合は、現地見学申込みが必要です。申込みをせず、無断での市管理地立ち入りは禁止します。無断立ち入りが発覚した場合、応募申込みを認めない等の措置をとらせていただく場合があります。 ・周囲は閑静な住宅街となっていますので近隣住民の迷惑にならないようにしてください。
------	---

（３）質問の受付・回答

本要項等の内容に関して、質問がある場合は、質問書を提出することができます。質問書を提出される場合は、以下のとおり質問書を送付してください。

受付期間	2025年10月14日（火）～10月28日（火）17時
提出方法	<p>メールに質問を入力済みの「<u>様式2</u>質問書」を添付し、件名を「密集市街地の遊休地を活用した社会実験実施事業質問書送付」とし、以下提出先アドレスへ送付してください。</p> <p>※メール送信後、翌開庁日中に提出先アドレスからメール受信の連絡がない場合は、P. 13「9. 問い合わせ先」に記載の電話番号宛にお問合せください。</p>
提出先	machisai_chubu@city.kobe.lg.jp
質問書提出における注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・質問書の提出は、P. 5-6「7. 応募申込資格」の要件を全て満たす者に限りま す。 ・質問書は word 形式で提出してください。 ・質問書提出以外の方法（電話・FAX 等）での問い合わせには一切応じませんので、予めご了承ください。
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された質問書への回答は本市ホームページで公表します（2025年11月中旬ごろを予定）。 ・回答の公表をもって、本要項の追加、修正及び解釈に関する補足とし、回答内容は、本要項と同等の効力を持つものとします。 ・質問者は原則非公開とし、質問でないと判断される項目（要望や意見）には回答しないことがあります。

(4) 応募申込書類等の提出

①応募申込書類等一覧

i) 応募申込書類

様式	様式名	備考
3	密集市街地内の遊休地を活用した社会実験実施事業応募申込書兼誓約書兼承諾書	
4	神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書	
5	法人役員名簿	
6-1	事業実施計画書〔表紙兼目次〕	A4 縦で様式番号順に重ねて左上をホチキス留めしてください。
6-2	事業実施計画書〔事業概要〕	
6-3	事業実施計画書〔事業工程（スケジュール）〕	
6-4	事業実施計画書〔資金収支計画〕	
6-5	事業実施計画書〔管理体制〕	
6-6	事業実施計画書〔配置計画〕	
6-7	事業実施計画書〔提案事業内容〕	

ii) 添付資料

様式	書類名	備考
—	印鑑証明書	2025年11月27日時点で取得日が3か月以内のものを提出してください。
—	履歴事項証明書	
—	国税の納税証明書その3の3	
—	企業概要パンフレット	

②提出方法等

「①応募申込書類等一覧」に指定された書類（以下「応募申込書類等」という。）を以下に示すとおり作成し、提出してください。

受付期間	2025年11月10日（月）～11月27日（木）※必着	
受付方法	持参	持参する前開庁日までに電話で来庁予約をし、持参してください。 （場 所）神戸市中央区浜辺通2丁目1-20 三宮国際ビル6階 神戸市都市局 まち再生推進課 （受付時間）9時～12時、13時～17時（土曜・日曜・祝日を除く）
	郵送	一般書留や簡易書留等配達状況の分かる方法で送付してください。 ※送達状況に関するお問い合わせには一切お答えできません。 （宛先）〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1-20 三宮国際ビル6階 神戸市都市局 まち再生推進課 中部地区担当 宛

提出書類	「①応募申込書類等一覧」に記載の書類一式	
提出形式	紙資料及びデータ	
提出部数	紙資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「様式6」事業実施計画書：正本1部、副本5部（副本はコピー可） ・上記以外の様式及び添付資料：原本1部
	データ	電子媒体（CD-R等に保存したもの）1部
応募申込書類等作成方法	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・各様式に枠が設定されている場合は、枠外の余白には一切文字等を記入しないでください。 ・「様式6-4」事業実施計画書〔資金収支計画〕は、原材料価格の高騰及び人件費の上昇などを十分考慮して作成してください。 ・「様式6-7」事業実施計画書〔提案事業内容〕は最大3ページまでとしてください。 ・応募申込書類等の作成及びプレゼンテーションにあたっての使用言語は全て日本語、使用単位は計量法に規定する計量単位、使用通貨は日本円とします。また、日時については、特に断りがない限り、日本標準時とします。 <ul style="list-style-type: none"> i) 「年」と記載のあるものは暦年を指し、「年度」とあるのは地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する会計年度とします。 ii) 1ヶ月を単位として記載した期間については、暦に従って計算します。 iii) 文章中に法律に関する記載がある場合、日本の国内法を指します。 iv) 消費税は10%で積算してください。 ・事業実施計画書は専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど分かりやすく明確に作成してください。 ・図面等に説明を付す場合は、簡潔に記述してください。
	紙資料	<ul style="list-style-type: none"> ・所定様式は特に指定がない場合、A4縦で提出してください。 ・表紙にはビニールカバー等はつけないでください。 ・「様式6」事業実施計画書は様式番号順に重ねて左上をホチキス留めしてください。
	データ	<ul style="list-style-type: none"> ・「様式5」法人役員名簿はExcel形式で提出してください。それ以外の所定様式及び添付資料はPDF形式で提出してください。 ・ウイルスチェックを済ませてから提出してください。
失格事項	<p>応募申込書類等を提出し応募申込みを行った者（以下「応募申込者」という。）が次のいずれかに該当することが判明した場合、その時点で当該応募申込者を失格とします。なお、契約締結後に失格事項に該当することが判明した場合も、同様とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募申込書類等に虚偽の記載があった場合 ・選考に係る委員及び職員から、協力等を受けていることが判明した場合 ・応募申込者がプレゼンテーション審査に出席しなかった場合 ・選考の公平性を害する行為があった場合 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他公正な選考に影響を与える行為があるなど信頼関係を損なった場合
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・1応募申込者につき1提案とします。 ・一度提出された応募申込書類等は、理由にかかわらず一切返却しません。また、提出後に書き換え、引換え、又は撤回を行うことはできません。 ・応募申込書類等に記入漏れや一部提出漏れ、実印相違等があった場合などは、本要項に基づく事業者募集（以下「本募集」という。）に参加できない場合がありますので、提出前に十分内容を確認のうえご提出ください。 ・応募申込書類等に関して、ヒアリングの実施や補足説明資料の提出を求める場合があります。それ以外の書類提出は認めません。 ・紙資料の内容と、データの内容に相違がある場合は、紙資料（正本）の内容を優先します。 ・応募申込書類等に含まれる著作物の著作権は、応募申込者に帰属するものとします。ただし、事業概要を公表する場合、及びその他本市が必要と認める場合（情報公開請求等）には、本市は事業実施計画書等の書類全部又は一部を無償で使用できるものとします。協定締結に至らなかった応募申込者の応募申込書類等は、原則として非公開とします。 ・応募申込書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法などを使用したことに起因する責任は、応募申込者が負うものとします。 ・本募集及びこれに関する事項につき、故意又は過失の如何を問わず、応募申込者が第三者に損害を生じさせても、本市は一切これを補償しません。 ・特に断りのない限り、法律行為は到達主義を採用します。また、届出のあった住所地への到達をもって、到達があったものとみなします。 ・本市は天災地変等により、事業対象地の全部又は一部を利用する必要が生じた場合など、やむを得ない事情のある場合は本募集を凍結又は中止する場合があります。 ・応募申込者多数の場合、P. 11「(5) プレゼンテーション審査①選考委員会の設置」により設置する選考委員会の委員の意見を踏まえ、書類審査により応募申込者を選考した上でプレゼンテーション内容審査を実施することがあります。 ・本募集に関する訴訟については、事業対象地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とします。 ・応募申込み後に、法人名、代表者名、所在地等の変更があった場合はご連絡ください。

(5) プレゼンテーション内容審査

①選考委員会の設置

事業者の選考にあたっては、密集市街地内の遊休地を活用した社会実験実施事業事業者公募に係る事業者選考委員会において、応募申込書類等により提案のあった内容を審査し、その審査結果を踏まえて本市が事業者を決定します。なお、選考委員会の委員は「まちづくり」「密集市街地」「空き家・空き地対策」「地域活性化」の各分野から選出するものとし、委員名については、事業者決定までは非公開とします（決定後、公表）。

②プレゼンテーション内容審査

日時	2025年12月上旬
会場	応募申込者へ別途通知します。
当日の流れ	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業説明（15分以内）</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ヒアリング（15分程度）</div> ※選考委員会の委員から質疑応答形式によるヒアリングを行います。
審査項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・審査項目は「③審査項目等」のとおり100点満点とし、選考委員会は審査項目及び配点に基づき提案内容について審査をします。 ・審査の結果、合計得点が最も高かった者を事業者として決定します。 ・合計得点が同点となった場合は、審査項目のうち、「提案事業内容」の項目についての合計得点が高かった者を事業者に決定し、それでもなお同点となる場合は、選考委員会の協議により事業者を決定します。 ・応募申込者が1社であっても審査を行い、60点を下回る場合は事業者を選考しない場合があります。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションは応募申込者自らがを行い、その際の説明内容及び資料は応募申込書類等及び本市が提出を求めた補足説明資料に基づいて行うものとし、新たな提案を行うことは認めません。 ・プレゼンテーションに必要な機器（プロジェクター又は大型モニター、HDMIケーブル）は、本市で準備します。応募申込者は、機器を使用する場合、接続可能なパソコンを用意してください。なお、プロジェクター等を使用した拡大映像での説明も可能としますが、応募申込書類等として提出していない新たな資料の使用は不可とします。

③審査項目等

本事業に伴う基本方針（P. 1 1. 事業者募集の趣旨 2. 基本方針 参照）に基づき、下記の項目に従い評価を行います。

大項目	主な審査内容
事業実施体制 (30点)	提案に応じた実施計画、運営体制となっているか。 (執行体制、実施計画の熟度(収支・工程計画)、事業実績) 等
提案事業内容 (40点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常管理の方法について、周辺環境に配慮し、美化に努めるような提案か。 ・ 関係人口増加が見込まれる提案か。 (例：人が集まりやすい内容か、活動を広く周知するような提案となっているか) ・ 関係人口と地域住民が交流できる仕組みがあるか。 ・ 地区の魅力向上につながる提案となっているか。 ・ 都市農地として地域の魅力向上につながる提案となっているか。 等
継続性・展開性 (30点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の遊休地でも展開できる提案となっているか。 ・ 持続可能なコミュニティを育む提案となっているか。 等

(6) 事業者の決定

事業者決定の公表	2025年12月上旬
結果公表の方法と内容	本市ホームページに以下の内容を掲載します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に決定した応募申込者の法人名 ・ 事業者の提案概要 ・ 応募申込者の評価点（プレゼンテーション内容審査に参加した者のみ） ・ 選考委員会の概要 等
結果通知	応募申込者へ文書で選考結果を通知します。
備考	選考理由・結果に対する問い合わせ、異議申立てについては一切応じません。

(7) 事業者決定後の主な手続き

事業者は神戸市と管理協定を締結してください。

なお、協定締結前に関係法令及び神戸市条例に基づく手続き等を必要に応じて実施してください。

9. 問い合わせ先

都市局まち再生推進課

神戸市中央区浜辺通2丁目1-20 三宮国際ビル6階

TEL：078-595-6733

受付時間：9時～12時、13時～17時（土曜・日曜・祝日を除く）

10. 添付資料一覧

資料1	事業対象地位置図
資料2	地積測量図
資料3	現況写真
資料4	現地最終残置物資料
資料5	密集市街地内の遊休地を活用した社会実験実施事業に関する協定書案

11. (参考) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱 (抜粋)

(暴力団等に関係するかどうかの照会)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対して照会を行うものとする。

(1) 省略

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を市長に提出した者

(ア) 入札参加申込書

(イ) (ア)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従わなければならない。

第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア 前条第1項各号に掲げる者

イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。